

事業主と従業員の労働・社会保険に関わる権利を擁護します。

社会保険労務士とは

社会保険労務士とは社会保険労務士法に基づき、毎年一度、厚生労働大臣が実施する社会保険労務士試験に合格（かつ、2年以上の実務経験が必要）し、全国社会保険労務士会連合会に備える社会保険労務士名簿に登録された者をいいます。

社会保険労務士は開業・勤務等及び社会保険労務士法人の社員に区別されます。

現在、社会保険労務士の登録者数は約28,000人おり、内訳は開業社会保険労務士が約18,000人、勤務等社会保険労務士が約10,000人、社会保険労務士法人の社員が約150人います。また、昨今開業する社会保険労務士は若年層や女性が増えていることも大きな特徴となっています。

社会保険労務士は、その専門性を活かし、司法の分野でも活躍しています。最近では民事調停委員、司法委員、地方労働委員会の委員等でも任命数が増えており、特に民事調停委員は100人以上の任命を受けています。

さらに社会保険労務士は、都道府県の労働局に行政型ADR機関として設置されている紛争調整委員会において、紛争当事者のあっせんの代理の業務を行っており、近年増加傾向である個別労働紛争が1件でも多く、迅速に解決することを願い、尽力しています。

このように、今後とも社会保険労務士への期待はより一層高まることが予想され、その負託に応えるためにも日々研鑽に努めています。

